

第16回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年9月15日(水) 午前9時30分から午前9時45分

2 開催場所 光市役所 3階 大会議室(1・2号室)

3 出席委員(22人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
7番	小田	博
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

報告 第3号 農地法施行規則第53条第14号の認定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第16回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員10名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、9番 吉岡 弘 委員、10番 山本忠男 委員、をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは議事に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は2件でございます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、番号1から、ご説明いたします。

本件は使用貸借権設定による転用許可申請となっております。

申請者ですが、借り受人は申請地横に住まいする公務員の個人で、貸主は同居する父親です。

申請のあった土地は、中央六丁目、市役所から北に約500m位置する1筆で、登記地目は畑、面積は268㎡の自作地です。

借り受人は、このたび結婚するあたり、父が所有する当該土地を無償で借り受け自己用住宅1棟を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。

まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことか

ら第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅建築ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・融資証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、市街化調整区域内のため開発許可が必要ですが、分家住宅ということで申請済みで許可の見込みです。

なお、当、五条転用許可は開発許可と同時施行となります。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、末岡委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

末岡委員、補足説明をお願いします。

推進3番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは次に番号2について、ご説明いたします。

本件も使用貸借権の設定による転用許可申請となっております。

申請者ですが、借り受人は現在岩国市に居住している建築業の個人で、貸付人は市内に居住する無職の個人で借受人の祖父です。

申請のあった土地は、大字岩田地内、市役所大和支所から北西に約1kmに位置する1筆で、登記地目は田、面積は447㎡の自作地です。

借り受人は、現在住まいする借家が子供の成長もあり手狭になったため、祖父の所有する当該農地を借り受け、自己用住宅1棟を建築しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。

まず、立地基準です。

当該用地は、10ha以上の農地が連坦する一団の農地内に所在する第1種農地になります。第1種農地は原則許可しないこととなっておりますが、住宅など周辺に居住するものの日常生活に必要なもので集落に接続して設置されるものについては許可ができるとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書、融資証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当するものはございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなのでこれには、該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、森本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 森本委員、補足説明をお願いします。

推進 9 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定いたしました。

た。

続きまして、報告事項の説明をお願いします。

事務局

報告事項第1号から第3号は一括して説明申し上げます。

初めに、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、3件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして、報告第2号「非農地証明について」です。

届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

最後に、報告第3号「農地法施行規則第53条第14号の認定について」です。

本件は、携帯電話のアンテナ等の設置について、農地法上の許可を受ける必要はありませんが、届け出を要すものです。

内容については記載のとおりでございます。

届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、当該施設の設置について当委員会として異議のない旨回答いたしました。

説明は以上でございます。

議長

只今の報告第1号から第3号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第16回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和3年9月15日開催の第16回光市農業委員会総会の議事録である。

令和3年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____